

京都市訓令甲第28号

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

別表第1備考以外の部分中「危機管理監, 技監, 企画監」を「産業戦略監, 危機管理監, 技術監理監」に改め, 「, 広報監, 情報政策監」, 「, 保健政策監」, 「, \、研究担当課長, \、研究部長」, 「, \、研究担当課長補佐」及び「, \、主席研究員」を削る。

別表第2中「, 研究員」を削る。

附 則

この訓令は, 平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)